

「社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱」の一部を改正する要綱

「社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱」の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(対象者)</p> <p>第3条 助成対象法人が行なう利用者負担の軽減の対象者(以下「対象者」という。)は、助成対象法人が提供する第4条第1項に規定する対象サービスを利用している、本市の介護保険の被保険者のうち次の各号すべての要件に該当する者及び生活保護受給者等とする。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員について、第6条に規定する申請があった日の属する年度(申請があった日の属する月が4月から<u>6月</u>においては前年度)における地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。)であること。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 助成対象法人が行なう利用者負担の軽減の対象者(以下「対象者」という。)は、助成対象法人が提供する第4条第1項に規定する対象サービスを利用している、本市の介護保険の被保険者のうち次の各号すべての要件に該当する者及び生活保護受給者等とする。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員について、第6条に規定する申請があった日の属する年度(申請があった日の属する月が4月から<u>7月</u>においては前年度)における地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。)であること。</p>
<p>(対象となる費用)</p> <p>第4条 軽減の対象となる費用は、次の各号に掲げるサービス(以下「対象サービス」という。)に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のうちユニット型個室に入所している者については居住費に係る利用者負担額、生活保護受給者等については個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額とする。</p> <p>(1) 法第8条第2項に規定する訪問介護                  (2) 法第8条第7項に規定する通所介護                  (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護                  (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護                  (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護</p>	<p>(対象となる費用)</p> <p>第4条 軽減の対象となる費用は、次の各号に掲げるサービス(以下「対象サービス」という。)に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のうちユニット型個室に入所している者については居住費に係る利用者負担額、生活保護受給者等については個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額とする。</p> <p>(1) 法第8条第2項に規定する訪問介護                  (2) 法第8条第7項に規定する通所介護                  (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護                  (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護                  (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護</p>

- (6) 法第 8 条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護
- (7) 法第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (8) 法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 法第 8 条第 22 項に規定する複合型サービス
- (10) 法第 8 条第 26 項に規定する介護福祉施設サービス
- (11) 法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護
- (12) 法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護
- (13) 法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (14) 法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (15) 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

(利用者負担第 2 段階の者の特例)

第 15 条 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第 2 段階の者の施設サービスに係る利用者負担については、高額介護サービス費の適用により、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることから事業主体の負担に鑑み、当該部分については本事業の軽減対象としない。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日改正)

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 8 月 1 日又は平成 26 年 4 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 3 条に該当する者については、第 5 条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については 4 分

- (6) 法第 8 条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護
- (7) 法第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (8) 法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 法第 8 条第 22 項に規定する複合型サービス
- (10) 法第 8 条第 26 項に規定する介護福祉施設サービス
- (11) 法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護
- (12) 法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護
- (13) 法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (14) 法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (15) 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (16) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
- (17) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

(利用者負担第 2 段階の者の特例)

第 15 条 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービスを利用する利用者負担第 2 段階の者のサービスに係る利用者負担については、高額介護サービス費の適用により、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることから事業主体の負担に鑑み、当該部分については本事業の軽減対象としない。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日改正)

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 8 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日又は平成 27 年 4 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 3 条に該当する者については、第 5 条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用

の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

- 3 第7条の規定にかかわらず、前項に規定する者に対しては、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第5号様式の4）」を交付するものとする。

者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

- 3 第7条の規定にかかわらず、前項に規定する者に対しては、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第5号様式の4）」を交付するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて交付されている社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書は、この要綱による改正後の社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の日から平成 27 年 7 月 31 日までの間は、新要綱の規定にかかわらず、旧要綱の規定に基づいて確認証を交付することができる。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている確認証及び前項の規定に基づいて交付した確認証であって、現に効力を有するものは、新要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。